

Ⅲ. 公定価格と私学助成との比較

園児1人当たりの年間収入で公定価格と現行収入を比較する方法(例)

「公定価格」＝「施設型給付費」＋「利用者負担額」(月25,700円＝年30万8400円が上限)

※公定価格は年齢別に額が異なるので、全体収入を園児数で割って平均を出す

「現行収入」＝「私学助成」(経常費)＋「納付金」(新制度の利用者負担額上限を超える分は除く)
(1) (2)

全国平均
46万円
(H26予算ベース)

現行収入の計算方法

(1) 「私学助成」(経常費)

- ・都道府県補助金収入のうち基幹的な経常費補助分を園児1人当たりで計算
収入から除くべきもの

①預かり保育・子育て支援・特別支援教育などの補助、②施設整備の補助、③都道府県・市町村の単独事業※

※ 新制度の施設型給付との関係を踏まえた見直しが行われる可能性あり

(2) 「納付金」

- ・新制度の利用者負担額(1人当たり年額30万8400円)を上限として計算
→ 上限超過分は「上乗せ徴収」への移行の可否を検討
- ・新制度で実費徴収に切り替えるものは控除(例:物品・行事・給食・バスなど個人で異なる費用)

(方法1) 園則で定める園児1人当たり納付金を年額換算(就園奨励費補助は保育料等に含まれる整理)

保育料 ＋ 入園料 ＋ 施設設備資金 ＋ その他の納付金 － 実費徴収切替分

※ 納付金ごとの徴収方法に応じ年額換算 (例)3年保育の幼稚園の入園料は3分の1にする

(方法2) 収支計算書の納付金等から園児1人当たりを計算

(納付金(就園奨励費補助を代理受領した場合は軽減後の額) ＋ 就園奨励費補助(代理受領した場合)
＋ 奨学費・徴収不能額 － 実費徴収切替分) ÷ 園児数

(参考) 幼稚園と保育所の子ども1人当たり費用負担(年額)の状況

①平成26年度政府予算ベース

	幼稚園		保育所(3~5歳児)	
	公立 (28万人)	私立 (132万人)	公立 (57万人)	私立 (77万人)
公費負担	35万円 (うち国費0.3万円)	23万円 (うち国費5.1万円)	19万円 (うち国費0万円)	23万円 (うち国費11.5万円)
実質 保護者負担	7万円 (月額0.6万円)	23万円 (月額1.9万円)	34万円 (月額2.8万円)	32万円 (月額2.7万円)
総額	42万円	46万円	53万円	55万円

(注) 幼稚園就園奨励費、私学助成、保育所運営費の平成26年度政府予算ベースで地方交付税措置額等から推計。施設整備費を除く。

②平成24年度経営実態調査(子ども・子育て会議資料より)

(幼稚園)

実員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	717千円 (41人) < 7.3人 >
61人~ 90人	564千円 (77人) < 9.3人 >
91人~150人	533千円 (118人) < 12.2人 >
151人~210人	488千円 (181人) < 16.0人 >
211人~	464千円 (303人) < 22.7人 >
平均	526千円 (176人) < 15.0人 >

(保育所) ※0~5歳児全体

実員区分	入所児童1人当たり支出額
~ 60人	1,214千円 (43人) < 13.8人 >
61人~ 90人	1,005千円 (73人) < 17.4人 >
91人~120人	860千円 (105人) < 23.4人 >
121人~150人	802千円 (136人) < 27.5人 >
151人~	750千円 (196人) < 35.2人 >
平均	935千円 (102人) < 22.1人 >

(注1) ()内は平均入所児童(実員)数、< >内は常勤換算従事者数。

(注2) 「入所児童1人当たり支出額」は、一時預かり事業や他の受託事業に係る部分を控除した支出総額を計算し、入所児童(実員)数で除して算出している。

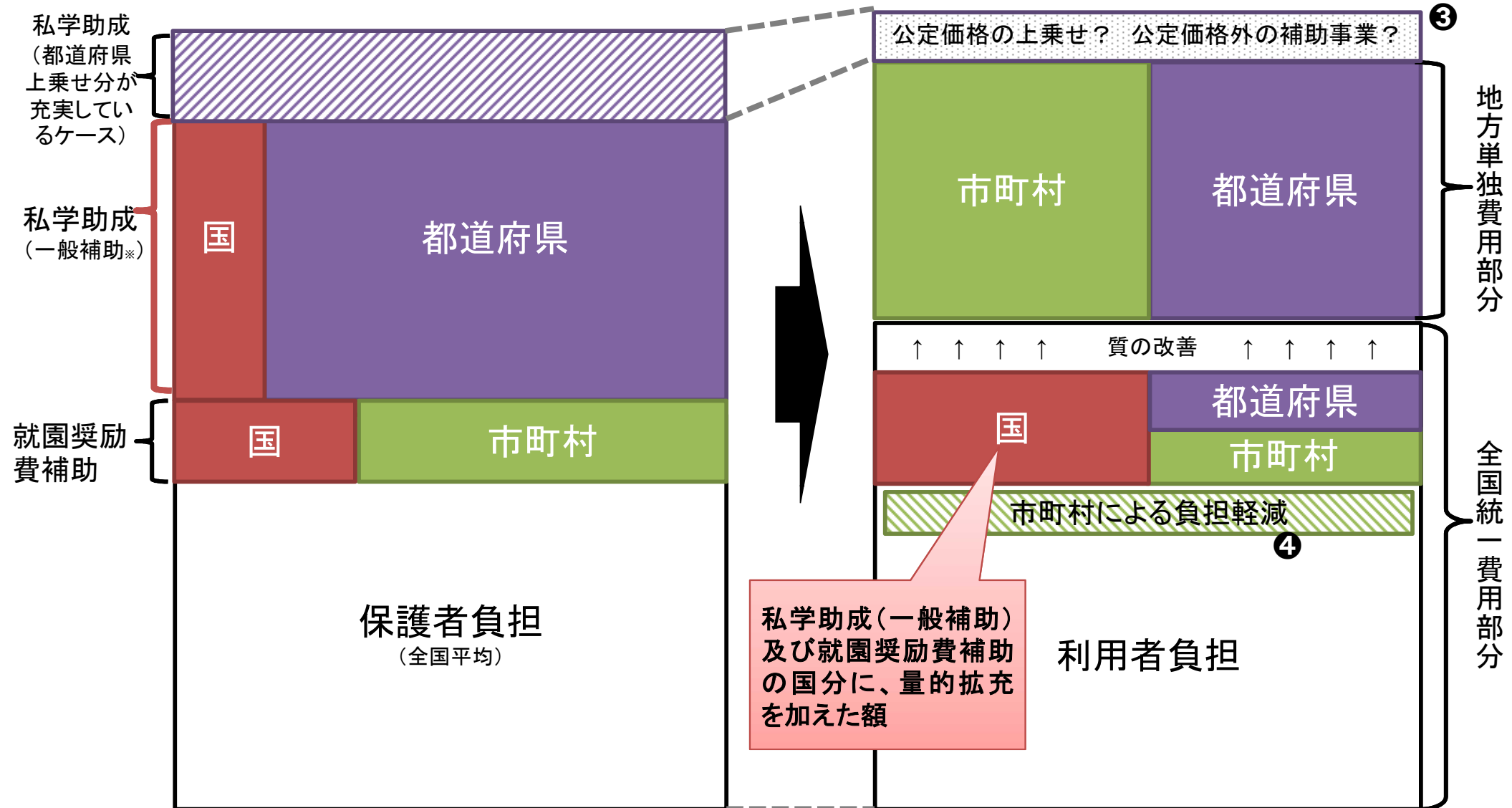
新制度への移行に伴う財政支援の変更イメージ

現 状

私学助成(特別補助)、自治体単独事業
+

新制度

私学助成(特別補助等※)①、自治体単独事業②
+



※ 国の私学助成のうち、一般補助のうち一種免許促進、財務状況改善や、特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)については、引き続き、私学助成の対象とする方向で検討中。

財政支援等関係FAQ(抜粋)

平成26年6月4日(水)都道府県・政令市・中核市
向け説明会資料より

<p>現行の私立幼稚園(施設型給付を受けない幼稚園)に対する国の私学助成や就園奨励費補助は、新制度施行後にどうなるのか。</p>	<p>(施設型給付を受けない幼稚園) 新制度に入らない幼稚園に対する財政支援は、現行どおり、私学助成及び保護者への就園奨励費補助で行うこととなりますが、子ども・子育て関連3法案に対する国会の附帯決議で「施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする」とされていることも踏まえ、これらの財政支援の充実に努めていくこととしている。ただし、消費税増収分は社会保障4経費に充てることとされており、私学助成はこの対象になっていない。 なお、国は、各都道府県が私立幼稚園に補助した場合、その一部を補助するという性質上、都道府県が私学助成を行うことが前提となるが、国としては、施設型給付を受けない幼稚園には、引き続き私学助成により支援していく方針である。</p> <p>(認定こども園(幼保連携型、幼稚園型)及び施設型給付を受ける幼稚園) 一般補助は基本的に実施しない予定であるが、一種免許状の保有の促進と財務状況の改善の支援については、引き続き実施する方向で検討する。また、特別補助については、幼稚園特別支援教育経費支援と教育の質の向上を図る学校支援経費支援を引き続き実施する予定。預かり保育推進事業については、市町村の一時預かり事業が円滑に実施されない特別の事情がある場合の過渡的な措置として実施する方向で検討する。就園奨励費補助事業は実施しない予定。</p>
<p>認定こども園・施設型給付を受ける幼稚園に対して都道府県や市町村が私学助成や給付の上乗せを行うことに問題はないか。</p>	<p>各都道府県や各市町村としての私立学校教育の振興の考え方に基づいて独自に助成を行うことは可能(教育基本法第8条参照)。この場合、市町村による施設型給付の支給とは別に、都道府県が独自に、現行同様、幼稚園への団体補助(機関補助)として私学助成を行う方式や、同様に、市町村が幼稚園への団体補助(機関補助)として独自に補助を行う(市町村の補助に対し都道府県がその経費の一部を補助することもあり得る)方式が考えられる。 なお、市町村が、個人給付である施設型給付として、国の設定する公定価格を上回る給付(単価の上乗せ、独自の加算項目などを設定)を行う方式も考えられる(ただし、当該上回る給付部分に係る子ども・子育て支援法による都道府県による補助について、市町村と都道府県で協議が必要)が、施設・市町村の双方にとって、給付実績や審査等の多大な事務負担増となることや、特に広域利用の施設については施設から市町村、市町村から国・都道府県への請求に過誤のないよう注意を要することに留意が必要と考える。</p>
<p>教育標準時間認定子どもに係る公定価格の中で、給付の地方単独費用部分の対象となる加算はどれか。あるいは、基本分単価、加算単価ともに、一定の割合により国庫負担対象額と地方単独費用部分とで費用分担するのか。</p>	<p>全国統一費用部分及び地方単独費用部分の性格を踏まえながら、実際の算定実務への影響を極力小さくする方向で関係省庁と調整を進めている。</p>
<p>地方単独費用部分に係る市町村負担・都道府県補助に係る割合はどうなるのか。また、地方自治体負担分に係る交付税措置はどうなるのか。</p>	<p>本則における市町村と都道府県の費用負担(1:1)を踏まえ、経過措置である地方単独費用部分についても、市町村実質負担:都道府県補助=1:1の割合とする方向で関係省庁と調整を進めている。こうした考えのもと、交付税措置について、総務省と調整して予算編成過程で決定する。</p>

私立幼稚園の新制度への円滑移行について

私立幼稚園が、市町村が実施主体である新制度に円滑に移行できるよう、以下の事項に留意して対応

(平成26年4月10日付3府省事務連絡)

主な課題

対応

市町村と幼稚園の関係構築、
体制整備

- 市町村による私立幼稚園の状況把握、関係構築等
- 都道府県(私学担当)による市町村への支援
- 地方版子ども・子育て会議等への幼稚園関係者の参画

計画に基づく
認定こども園や新制度への円滑な移行支援

- 都道府県等計画における必要量(ニーズ)が供給を下回っても、認定こども園への移行希望を踏まえ、計画の必要量に上乗せして、都道府県による認可が受けられる仕組みと運用の確保
- 新制度への移行の時期は、27年度に限られず、いつでも可能(意向は毎年確認予定)
- 調理施設等の施設整備支援や認定こども園の運営費支援などの積極的な活用

施設型給付の適正な実施
(公定価格の「二階建て」(注)対応)

- 標準的な給付水準を踏まえた国基準に基づき国庫負担・補助額や地財措置を設定
- 市町村は、国基準に基づき市町村の給付額を設定
- 仮に、国基準と異なる額を設定する場合には、費用等の実態を十分に踏まえるとともに、下回る場合には合理的な理由説明を実施

- 給付額の設定・一時預かり単価・条件等について、国基準と異なる場合は、市町村の子ども・子育て会議等で審議

一時預かり事業(幼稚園型)
の適正な実施

- 幼稚園の実施状況、意向等を把握し、保護者のニーズに基づく事業の実施が必要。特に、新制度への移行により幼稚園の預かり保育・一時預かり事業の利用が継続できず、保護者の混乱を招くことのないよう十分な配慮が不可欠。
- 仮に、市町村が何らかの条件等を設ける場合には、保護者のニーズ等を十分に踏まえた合理的な理由説明を実施

- 都道府県の子ども・子育て会議等で、域内市町村の実施状況等を報告・審議
- 国において、各市町村の額や理由などの実施状況を調査・公表

(注)教育標準時間認定子ども(1号認定子ども)に係る施設型給付費の額は、当分の間、市町村が定めることとされ、その財源構成は、国及び都道府県が3/4を負担する「一階部分」と、都道府県が一定割合を補助する「二階部分」に分かれる。